

5月の委員会において、担当者から西平畑公園の課題として3点、挙げられました。すなわち、来園者の減少、運営収支の悪化（すなわち財政負担）、施設の老朽化、です。これらの課題をそのままにしておいて良いはずがありません。

6月に上程されると、本会議でも、その後の委員会でも、公園の公共としてのあり方と、子どもの館・自然館のコンセプトがクローズアップされました。

委員会において、担当者側が、「安全に利用するための公共としての公園機能」と「付加価値的なサービス提供による地域振興機能」とを分けて、収支を出してくださった事により、公共としての公園の部分まで利用者負担を求めるわけではないことが整理されました。

子どもの館と自然館のあり方については、平成5年の開館からの経緯を振り返り、「子どもと自然をテーマにした公園」というあり方を確認し、一時商業ベースに振れかけた時に反対署名まで起きた事を想起し、むしろ西平畑公園が他にはない公園とされる重要な要素であることが理解されました。

そして入園料・入館料・使用料の設定について、私もその上限額においては納得していないものが一部ありますが、担当側からは町直営での運営においては、現行から僅かに上がるだけの金額が提示されました。また入園料・入館料については町民の免除規定もあり、またそもそも、普段の使い方では、町民であろうが町外であろうが、これまで通り無料という確認もしました。

しかし、上限をここで認めてしまえば歯止めがない、と言う指摘もしました。それに対しては、議会は指定管理の承認段階でチェックする機会があり、またそれ以降も常に情報共有して意見を聞くと言う確認をしました。

他にもありますが、こうした幾つかのターニングポイントがあり、完璧ではなくても一応の理解をしながら進んできたので、どうしても、の部分は修正してでも、委員会は通るのではないかと感じていたのです。かなり丁寧な議論を積み重ねてきたものが、ここでご破算というのは、やはり納得できません。

最後になりますが、桜祭りでの入園料。今回上限500円の提案でした。寄口ウバイ園も条例では500円ですが、現在300円で運用されています。これも有料では人が来なくなると言われましたが、今、どうでしょうか？関係者皆さんのご尽力で大変賑わっております。

松田山の桜祭りは入園料ダメというのは整合性がありません。実行委員会は苦心され「協力金」という形で2回実施されましたが、大変なご苦労があったと聞いています。それでも誇りを持って取り組んでこられた商工会関係者の方に、議会はもう応えるべきではないでしょうか？

指定管理の更新がなくなり、町直営となってから、年間収支は約1800万円の赤字です。条例改正する前に、管理責任を明確にして経営の基本を見直すべき、という声も聞いています。それはもちろん、できることは直ぐ着手してほしい。それで今回の条例改正ですが、これで全て黒字化するわけではありません。でも指定管理に出す前に、半分にできる可能性があります。

この定例会は決算議会でもありましたが、財政運営には、町長や職員の皆さんが常に知恵を絞っていただけることは知っています。また議会側も、財政推計をいつも気にされる皆さんが揃っております。西平畑公園の運営がこのままでいいのか、今一度お考えいただいて、議論に一気に幕を引くのではなく、課題解決に向けて一歩踏み出しましょう。

反 対 討 論

井上 栄一 議員

議案第32号について反対の立場で討論します。

現在、松田町は少子高齢化の中、人口減少などにより税収減、そして行政施設の老朽化などにより財政面で厳しい状況にあります。

そこで町当局は、西平畑公園、桜まつりの入場者からの料金を徴収し、その財源を公園の維持管理費に充当したいという町の思惑は理解できますが、「松田町公園条例」は現在は西平畑公園のみであります。公園条例等第1条にあるように、これから出来るかもしれない町民のための、公共の福祉の増進に寄与するための公園であれば、有料化については特定の公園と管理条例などで対応すべきであります。

委員会報告は何回も数を重ねて審議されたものであり、「町の意向、方向性などが条例案に反映されていない」、「町民に広く意見を求めている」という報告書の内容は、私との考え方を同じくするものであります。

この報告書を尊重して頂きたいと考えます。

以上で議案第32号に対する反対討論とします。